



# 青色だより

第 158 号

2024年(令和6年)11月1日

発行所 一般社団法人  
大和青色申告会

事務局 大和市桜森2-3-9  
(クリオ相模大塚1F)  
TEL 046(262)5111  
FAX 046(262)5113

発行人 吉川 精一  
編集人 岩崎 清昭

青色申告会は、青色申告者によって組織された健全な納税者団体であり、神奈川県には18の青色申告会があります。

「一般社団法人 大和青色申告会」は、大和税務署管内（大和市、座間市、海老名市、綾瀬市）の青色申告者によって組織され、約4,800名の会員の中から選任された役員が無報酬で会運営にあたっております。

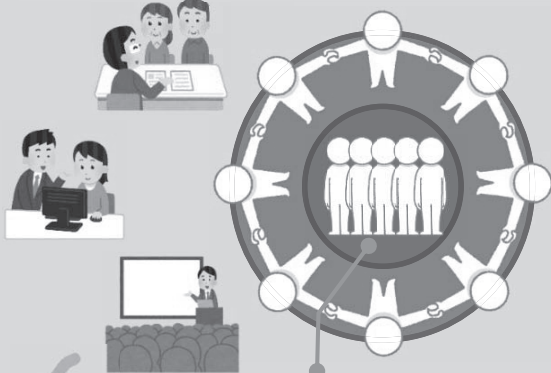
年会費21,000円で、記帳・決算の個別指導、金融斡旋のほか、研修旅行・生活習慣病健診・各種共済等の福利厚生事業もおこないつつ、公平で合理的な税制の確立を目指して活動しております。



青色申告会って  
どんな団体？

## 青色申告会

年会費 21,000 円で、記帳・決算の個別指導をはじめとした会員サービスを提供しております。



会員の中から選任された役員が無報酬で運営しています。

## 任意加入

事業所得、不動産所得 又は  
山林所得を生ずべき業務を行う方



所轄の税務署長へ申請

## 青色申告

記帳や決算を  
一人でするのは  
不安だなー

青色申告の特典で  
節税することができます。

- 青色申告特別控除
- 青色事業専従者給与
- 純損失の繰越控除

自分で記帳も  
申告もできます



## 白色申告

## 会員サービスのご紹介

- 記帳・決算の個別指導  
(予約制で月1回、土曜日または日曜日実施)
- 税理士、弁護士、総合保険コンサルタントといった  
各分野の専門家による無料相談
- 会計ソフト「ブルーリターンA」のサポート
- 税務書類の提出代行
- 当会にご登録いただいた減価償却資産の  
「減価償却費の計算書」を作成・送付
- セミナーや研修会、研修旅行の開催

- 会報などで税の情報を発信
- あおいろ優待サービス  
(遊園地、宿泊施設、劇場、美術館など約18の施設での優待割引サービス)
- 「生活習慣病健診」や「PET-CTがんドック」も  
優待料金で受診できます。
- 掛金全額が所得控除できる「小規模企業共済」をはじめ、  
団体割引または格安な掛金の共済・保険の斡旋
- 「一人親方労災保険」加入のサポート
- 日本政策金融公庫など融資制度のご紹介



# 青色申告の主な特典



## 青色申告特別控除

青色申告者は、最高 10 万円の特別控除が適用できます。なお、事業所得者又は事業的規模の不動産所得者は、正規の簿記の原則に従った記帳をする等、一定の条件を満たせば最高 65 万円の特別控除が適用できます。

**所得金額**  
(収入－売上原価・経費)

最高 10 万円の  
特別控除

簡易簿記

申請手続は、青色申告書による申告を  
しようとする年の 3 月 15 日までに！

最高 55 万円の  
特別控除

複式簿記

貸借対照表と損益計算書を  
確定申告書に添付して期限内に提出

最高 65 万円の  
特別控除

複式簿記

貸借対照表と損益計算書を  
確定申告書に添付して期限内に提出

e-Tax による電子申告 または  
優良な電子帳簿保存

所得金額が減らせると、  
所得税を減らせるだけでなく、  
住民税や国民健康保険税も減らせます

## 青色事業専従者給与

事前に届出書を提出していること、労務の対価として相当であると認められる金額であることその他、一定の要件を満たしていれば、家族従業員に対して支払った給料も必要経費にすることができます。

1



届出



2



**所得金額**  
(収入－売上原価・経費)

給与

支払



※

※ 青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなりません。

届出手続は、青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の  
3 月 15 日までに！

事業主の所得金額が  
減って節税に

## 純損失の繰越控除

事業所得などに損失(赤字)の金額がある場合で、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額が生じたときには、翌年以後 3 年間にわたって繰り越し、各年分の所得金額から控除します。

今年



損失 300 万円

繰越

1 年後

繰越前の所得金額  
50 万円

損失を控除して  
所得金額が  
50 万円 → 0 円

損失の残額  
300 万円 → 250 万円

2 年後

繰越前の所得金額  
100 万円

損失を控除して  
所得金額が  
100 万円 → 0 円

損失の残額  
250 万円 → 150 万円

3 年後

繰越前の所得金額  
150 万円

損失を控除して  
所得金額が  
150 万円 → 0 円

損失の残額  
150 万円 → 0 円

新規開業の人に  
オススメ

この場合、3 年間で約 60 万円の節約  
(所得税・住民税・国民健康保険税)

## 書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



## 令和7年1月からの 申告書等の控えへの 収受日付印の押なっ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なっを行わないこと**としました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

## 大和税務署からのお知らせ

## 申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問（Q & A）等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。

詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

夏は山形は大変な暑さで、子供の頃は悪ガキ三人で危険な川遊びをしていました。普段は近くの須川（最上川水系最大支川）を泳いで横断。川の上の鉄道橋を歩き一時間に一本の汽車が汽笛を鳴らし近づく運転手を見つからないよう橋桁に隠れ、すれ違いざま十数メートル下の川に飛び込む等々。さて台風一過で猛暑の日、少年達は昔暴れ川と評された馬見ヶ崎川へ（須川支流）。蔵王の麓からの清流が市内に入り、治水堤防と河川敷を設けた上流端（現在、日本一の芋煮会会場）。両

私は山形市の生まれで妻の実家は千葉県勝浦、義理の妹夫婦は岐阜に住んでおります。皆様の会員大会や役員研修先に丸被りという不思議な縁を感じながら昨年来お手伝いをしてまいりました。天童のホテルはあまり良くなかったようですが山形には美味しいものが沢山ありますので、また機会がありましたらご訪問ください。

## 最上川水系支川のご紹介



大和税務署  
個人課税第一部門  
個人指導首席  
長谷川 豪郎

## あおいろポスト

会員の皆様からの寄稿

岸を渡す遊歩堰の下、滝壺状の淵に海パンで飛び込みました。冷たく澄んだ天然のプール、堰の上で遊んでいた小さい子連れ家族も居なくなり貸切状態。遠くでサイレンが鳴っているようでしたが気にせずいると、突然体が何回転もしながら押し流され水中は泥水に。流水などもぶつかる中どうにか水面に顔を出すと河川敷間際まで増水し、過去経験のない激しい濁流に物凄い勢いで流される自分。訳も分からず突然死地に立たされ（流され？）正に死に物狂いで岸まで泳ぎ護岸コンクリートの凹凸に手を掛け足を掛け、流され、また手を掛けを繰り返し、ようやく地上に生還しました。周囲を見回すと少し先で流されている友人。見知らぬ大人と走って追い掛けコンクリートに手を掛けると声をかけ、二人目生還。三人目も更に百メートル先くらいで生還。聞けば上流でダム放水があったそう。死にそうだったね凄かったねと笑いながら自転車を取りに戻ると五百メートル以上流されていました。丁度その日の夕方、テレビの地方版ニュースでは馬見ヶ崎川の夕景を呑気に放送。危うく別のニュースになる所でした。

最近の自然災害による濁流を見て考える少年達の生還理由は、①水着だった②自然災害と違い濁流が一過性ですが、一番は「自分が助からないと他の二人に迷惑だ」と三人とも諦めなかった事か

も知れませんが。言うまでもなく川遊びは危険です。自然災害の場合には早めの避難が肝要です。

## 支部と会員数

（令和6年10月20日 現在）

|     | 支部数 | 会員数 |      | 支部数 | 会員数   |      | 会員数 |
|-----|-----|-----|------|-----|-------|------|-----|
| 大和北 | 13  | 796 | 農業   | 4   | 1,022 | 準会員A | 109 |
| 大和南 | 16  | 833 | 歯科医師 | 2   | 17    | 準会員B | 158 |
| 座間  | 14  | 784 | 税理士  | 1   | 63    |      |     |
| 海老名 | 14  | 652 | 事務局  |     | 198   |      |     |
| 綾瀬  | 9   | 467 | 正会員計 |     | 4,832 | 準会員計 | 267 |

お知り合いのかたに  
“大和青色申告会”を  
ご紹介ください！

お店を経営している  
個人事業主のかた

マンションなどの  
賃貸収入のあるかた

ご紹介していただいたかたが  
入会されると商品券(3,000円分)を  
プレゼント！

記帳するなら、特典のある“青色申告”で！



## 入会4名～夏期 会員増強特別運動

会勢拡大のための特別運動が7月11日から  
8月10日まで実施され、皆様のご協力により  
4名の方が入会されました。



|         |    |
|---------|----|
| 【大和北地区】 | 1名 |
| 【大和南地区】 | 1名 |
| 【座間地区】  | 2名 |



令和6年11月から「フリーランス新法」が施行されると聞きました  
が、私たち個人事業者にも関係があるのでしょうか？



「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が「フリーランス（保護）新法」と称されています。この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備

今回は  
**フリーランス新法**  
について



するため、①フリーランスの方と発注事業者の間の取引の適正化と②フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的として制定され、令和6年11月1日に施行されます。

この法律での「フリーランス」とは、「業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用※しないもの」と定義されており、「発注事業者」からフリーランスへの業務委託（事業者間取引）を行う場合に、次の①から⑦の義務・禁止行為が課されます。なお、従業員を使用※していない発注事業者の場合には①のみが課されますが、この場合の発注事業者には「フリーランスに業務委託するフリーランス」も含まれます。

※従業員を使用とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することです。なお、同居親族のみ（事業専従者を含みます）を使用している場合は該当しません。

個人事業者の場合、フリーランスとして保護される側と一定の義務が課される発注事業者側のいずれの立場にも該当する可能性がありますので注意が必要です。

### 【義務と禁止行為】（従業員を使用していない発注事業者の場合は①のみ）

- ①書面等による取引条件の明示（口頭のみでの契約は不可。）
- ②報酬支払期日の設定・期日内の支払（役務の提供や成果物の受領があった日から起算して60日以内。ただし、再委託の場合には、発注事業者が発注元から支払を受ける期日から30日以内。）
- ③禁止行為（1か月以上の業務委託の場合のみ）
  - 受領拒否
  - 買ったたき
  - 報酬の減額
  - 購入・利用強制
  - 返品
  - 不当な経済上の利益の提供要請
  - 不当な給付内容の変更・やり直し
- ④募集情報の的確表示（虚偽表示・誤解を与える表示の禁止、正確かつ最新のものに保つ義務）
- ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮（6か月以上の業務委託の場合のみ）
- ⑥ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦中途解除等の事前予告・理由開示（6か月以上の業務委託の場合のみ）中途解除や更新しないこととする場合は、原則30日前までに予告をすること、予告日から解除日まで理由の開示請求があった場合には理由の開示を行うこと。

### 【その他の注意点】

形式的には業務委託契約を締結している者であっても、実質的に労働基準法上の労働者と判断される場合には、労働基準関係法令が適用され、本法は適用されません。

下請法（下請代金支払遅延防止法）と異なり、本法の適用対象には業種・業界の限定はありません（建設業法における建設工事も「業務委託」の対象となります。また、資本金1,000万円超（以下）の区別なく、発注事業者からフリーランスへ委託する全ての業務が対象となります。

詳しくは、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の各ホームページをご覧ください。

## 青年部二ニュース

### 11月の青年部事業について

部長 下田 兼義

こんにちは。青年部です。  
令和6年の猛暑もやっと落ち着き、朝夕は過ごしやすい気候になってきました。11月は各種イベントがありますので天候に恵まれますと良いですね。  
青年部主催事業としましては11月23日(土)にブルーリターンA

の研修会があります。初心者コースは8月に開催しましたので、今回は経験者コースになります。ブルーリターンAのソフトを持っていない会員さんや大和青色申告会の会員ではない方も参加できます。(ソフトの購入は会員の方のみです)

Zoomにてオンライン参加もできます。これからの税務には会計ソフトはなくてはならないツールです。興味のある方は是非ご参加ください。  
この他の開催済みの青年部事業

に関しましては、いつもの青年部広報誌ブルーウェーブ(1月1日発行)にてご報告いたしますのでしばらくお待ちいただきたいと思っています。  
また、青年部事業ではありませんが、11月は管内4市の産業祭り等への参加や税務研修会、記念講演会、全青色税制改正要望集会など青色関連の事業がたくさんあります。  
青色の秋到来といったところですね。



## 街頭献血のご報告

|       | 受付数 | 献血数 |
|-------|-----|-----|
| 200ml | 10名 | 10名 |
| 400ml | 55名 | 42名 |
| 合計    | 65名 | 52名 |

ご協力ありがとうございました!

## 女性部二ニュース

### 美濃耕材木店のあゆみ

部員 石田 文字

(前号からの続き)

確定申告は、はじめから自分達でやっていた。今では税務署が大和にあり、遠くまで出かけずに済むのでありがたいが、1年目は藤沢まで行った。次の年からは管轄が厚木税務署になったが、それでも遠かった。売上関係は主人、仕入関係は私、と事務仕事を分担していたが、主人の現場仕事が多んだ大変になってくると、私がすべてやるようになった。数字が好きな私は、記帳や確定申告を面倒とはあまり思わなかったが、記帳に決まり事があるなんて知らず、売上と仕入と経費を、自分なりに

毎日ノートに書いていた。  
青色申告会には、もちろん数字に関する事だけでなく、昭和40年5月からお世話になっていて、これこれ60年近くになる。こうして振り返ると、いろいろあったなあ、と思う。

まだ厚木税務署の管轄だったころ、私の帳簿を見てくださった当時の加藤会長に推薦され、14名ほどの記帳専門指導員の1人に任命された。昭和55年、仕事と家事で忙しかったが、商業高校の夜学に通って簿記を勉強した。資格を持っていれば会員さんに複式簿記を教えることができると思ったからだ。そして簿記3級の試験を受け、満点で合格することができた。  
平成になり、材木置場として市街化調整区域の土地を、私の名義で160坪買った。土地購入にしても、納税にしても、お金のこと

で誰にもお世話にならないで支払いができたから不思議だ。おかげで帳簿の整理もラクだった。青色申告会をはじめ、皆さんに相談して何事も進めてきたおかげかもしれない。  
子育てもラクだった。3人の子ども達は「自分で計画して勉強するから塾へは行かない。」と言い、自分達の将来に向けて自力で頑張っていた。そして、息子が事業を継ぐと言ってくれた。とてもうれしかった。大学の推薦で入社した住友林業で5年間ほど見習いとして働いてもらい、それが終わってから材木屋の看板を息子に譲った。

平成15年、働きすぎたせいか主人は認知症になってしまった。  
熊本の阿蘇から江戸に出て、ひと花咲かせて親を喜ばそうと、夫婦でひたすら働き続けたから無理もない。その5年後には誤嚥性肺

炎で入院。1か月後に退院した時は、歩くことも、しゃべることも思うようにいなくなっていた。  
時の流れとともに、木材の流通は大きく変わっていった。大工の仕事は住宅メーカーの工場でおこなわれ、木材は建築現場へ直接配送されるようになった。材木屋は時の流れに消えつつある。後継ぎの息子は、パソコンを使って仕事をしたり、簿記3級の資格をとったり、必死に頑張ってくれている。

税務もどんどん進歩し、私の手には負えなくなり、税理士さんには負えなくなり、税理士さんに決算をやってもらうようになった。  
記帳専門指導員も、支部長も退任し、青色申告会とのつながりは、私達夫婦2人の確定申告と、12軒の会員さんへの会報配付だけとなった。  
今は、主人の世話が私の仕事だ。主人はベッドでの生活になった

## 「減価償却費の計算書」 ご確認をお願いします!

貴色商店  
〒110-0001 東京都港区有明  
貴色 太郎  
〇減価償却費の計算書(一括)2023年  
会員番号: 00001234

| 取得年月    | 取得価額      | 減価償却率 | 減価償却額   | 残価      |
|---------|-----------|-------|---------|---------|
| 2023.01 | 1,000,000 | 10%   | 100,000 | 900,000 |
| 2023.07 | 1,000,000 | 10%   | 100,000 | 900,000 |
| 2023.11 | 1,000,000 | 10%   | 100,000 | 900,000 |
| 2024.01 | 1,000,000 | 10%   | 100,000 | 900,000 |

当会のシステムに減価償却資産のご登録がある会員の方には、7月に「減価償却費の計算書」を郵送しております。

記載内容に誤りがある場合、あるいは固定資産の新規取得や除却等がある場合には修正いたしますので、お早めにご連絡ください。

また、新たに計算書の作成を希望される会員の方は、前年分の決算書の「減価償却費の計算」欄(3面)をお持ちください。

が、私の作る食事をおいしそうに食べてくれ、ときどき笑顔を見せてくれる。リハビリ、おむつ交換や訪問入浴などは、皆さんのお世話になっているが、頑張っているおかげで、お金の心配もなく、皆さんに感謝しながら老老介護を続けている。

## 各委員会から理事会決定事項の報告

### 支部長会議 開催

今年度第1回目の支部長会議が9月12日（木）、大和生涯学習センターにおいて理事及び支部長等約50名の出席のもと開催されました。

会議では大原総務委員長より令和6年度収支状況、支部長会議の開催、役員研修会の開催、会費未納者への対応、定款及び規程の一部変更、委員会統廃合、会費口座振替の現況と推進、休日指導会の開催、交付金の今後のあり方、会の法人税申告等、税務署の人事異動、第30回通常総会収支決算につ

いて報告されました。  
次いで石井税制委員長より会員指導、記帳専門指導員の増強、e-Taxへの対応、「税を考える週間」行事、減価償却計算書の作成と送付、記帳支援サービス、租税教室の開催について報告されました。

次いで下田組織委員長より青色コーナーの結果と今後の対応、夏期会員増強特別運動、会勢拡大の有効的な方策、準会員（会費未納者の状況）について報告されました。

次いで手川副委員長より厚生委員会の新委員長選出、第30回会員大会の総括、グッドウインによる無料保険相談・セミナーの開催、令和6年度全青色共済等手数料報告、令和6年度小規模企業共済獲得実績・手数料報告、生活習慣病健診について報告されました。

次いで岩崎広報委員長より役員一泊勉強会、広報誌「青色だより」、「税を考える週間」行事、タウンニュースへの名刺広告掲載、ホームページアクセス数について報告されました。

最後に代議員選挙管理委員会、青年部、女性部からの報告、支部と会員数、県下青色申告会の現況、令和7年度税制改正要望意見について報告されました。

### 会員の皆様からの寄稿

#### あおいろポスト



綾瀬地区  
会長  
石井 茂

綾瀬市上土棚と藤沢市下土棚は中世には一つの土棚村とし統治されていた。

江戸時代の土棚村地頭は旗本の遠山氏であり、幕末まで地頭が替らない村でした。  
初代の遠山安則は江戸周辺の六

郷村で合計三百石与えられたが幕末には五百石に増加された。

遠山氏が地頭になった時の土棚村は分村されておらず、安則は現在の上土棚を本拠地として菩提寺の連光寺を建立した。

なお連光とは安則の法名です。この後千六百二十年頃に土棚村が上・下に分村された。

分村の理由は解りませんが、何等かのいざこざ、例えば水争いとか秣場争いがあったと推測されます。

上土棚の神社仏閣は熊野社と連光寺が御座いますが、熊野社は熊野権現として千五百年頃に土棚村・長後村・飯田村の三ヶ村合同の鎮守として勧請された。

遠山氏も熊野権現に帰依し、七代目の地頭が願主となって梵鐘が铸造された。

綾瀬市の地域歴史ガイドには上土棚地区では熊野社、連光寺、第六天神社等が記載されていたが、第六天は神社管理をしていた講中が解散したので、面足・皇根神には常世の国に帰って頂きました。

連光寺には歴史的に価値のある遠山氏累代の墓所が在り、熊野社には市文化財の絵馬が数点御座います。

上土棚地区では各種団体への参加率が年々低くなり、旧来の諸々の組織維持に苦慮している昨今です。

## 四国単身紀行

大和税務署長が講話

役員研修会

さる9月12日（木）、大和市生涯学習センターにおいて、役員等約50名が出席し、役員研修会が開催されました。

研修会は、講師に大和税務署の一石欽哉署長を迎え、「四国単身紀行」と題し、約1時間の講話がおこなわれました。

一石署長は四国へ単身赴任した際のご経験を交えながら、高知県の「鯉のたたき」やお米日本一コンテストで特別最高金賞を受賞した本山町産「にこまる米」、愛媛県の「五色そうめん」や「いもだし」、徳島県の「すだち」や「鳴



門わかめ」、香川県の「うどん」や農産物など、四国各県の特色、特に食べ物や特産物について、ユーモラスにお話しされました。

## 事務局からのお知らせ

◆下記の日程につきましては、**業務時間に変更がございました。**会員の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

●令和6年12月 5日(木) 指導員研修  
業務時間 13:00～17:30

●令和6年12月27日(金) 仕事納め  
業務時間 8:45～17:30  
※年始は1月6日(月)から業務いたします。

●令和7年 1月15日(水) 支部長会議 他  
業務時間 8:45～11:00

●令和7年 1月16日(木) 指導員研修  
業務時間 13:00～17:30